

京都府道路公社最低制限価格制度取扱要領

(趣旨)

第1条 京都府道路公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事の請負契約、測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント及び環境測定等の業務委託契約（以下「工事等」という。）のうち、最低制限価格制度を適用する工事等における最低制限価格の設定については、地方自治法、京都府会計規則、公社入札事務手続要領その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(建設工事における最低制限価格の設定)

第2条 最低制限価格制度を適用する建設工事に係る競争入札において、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときの基準となる価格（以下「最低制限価格」という。）は、次に掲げる価格とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（1,000円単位）に、100分の110を乗じて得た額とする。なお、合計額の千円単位での調整は、エの額で行うこととする。ただし、その割合が予定価格に10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額以下とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額に現場状況に応じて設定する係数 α を乗じて得た額

(2) 特別なものについては、前号の算定方法にかかわらず、10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合とする。

(業務委託における最低制限価格の設定)

第3条 業務委託における最低制限価格は、以下により定める割合を予定価格に乗じて得た価格とし、その割合の算定は、業務ごとに次に掲げる額の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務においては、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2、10分の6に満たない場合にあっては10分の6、地質調査業務においては、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5、3分の2に満たない場合にあっては3分の2、その他の業務においては、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とする。

- (1) 測量業務
 - ア 直接測量費の額
 - イ 測量調査費の額
 - ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
 - (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額
 - ウ 技術料当経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
 - (4) 地質調査業務
 - ア 直接調査費の額
 - イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
 - (5) 補償関係コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
- 2 前項の規定は、前項各号に掲げる業務と同一の積算体系を有する業務について準用する。
- 3 複数の業種区分から構成される測量等業務については、構成する各業務について、第1項に掲げる額の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額を算出し、これらを合算した額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合を基礎として算定する。

(最低制限価格の確定)

第4条 公社入札事務手続要領第5条に定める最低制限価格を設定する者は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により最低制限価格を算出し、最低制限価格等調書に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「入札書比較価格〇〇円」と記載する。

(競争入札参加者への周知)

第5条 本制度の円滑な運用を図るため、本制度を適用する一般競争入札にあつては入札説明書、入札公告その他に、指名競争入札にあつては入札通知書に、最低制限価格制度を適用すること及び最低制限価格未満で入札した者は失格とすることを明記する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年11月1日から適用する。

(関係規定等の廃止)

2 測量等業務に係る最低制限価格制度の取扱要領は廃止する。